

特別注意銘柄等の取扱いに関する指数コンサルテーションを踏まえた対応について

株式会社 J P X 総研（以下「ご意見の概要」を除き「当社」という。）は、本年 4 月 3 日から 5 月 7 日までの間、特別注意銘柄等の取扱いについて指数コンサルテーションを実施しました。本指数コンサルテーションで寄せられたご意見と、当社の検討の概要は以下のとおりです。

1. 特別注意銘柄の取扱いの見直し

当社の今般の提案は、特別注意銘柄に指定された銘柄について、連動運用における調整売買機会の確保等の観点から、指定時の構成銘柄からの除外日を指定日の 4 営業日から 7 営業日に繰り下げること及び指定解除時に一定の基準を満たす銘柄について翌月最終営業日に非定期の追加を行うことです。

特別注意銘柄指定時における構成銘柄からの除外までの期間の延伸については、見直しによる大きな影響はないものの保有期間が現状より長くなることで運用上不利となる可能性が生じるとのご意見や特別注意銘柄指定時の除外そのものに再考を促すご意見もあったものの、「指数連動運用における特別注意銘柄の現実的売買機会を確保する意義は大きい」、「売却等によるマーケットインパクトへの観点から、取引機会の確保に効果的である」等のご意見が寄せられました。

また、特別注意銘柄指定解除時の非定期の追加については、「指定解除となった場合に一定の基準をもって構成銘柄に追加されることは妥当」等のご意見が寄せられました。

以上を踏まえ、原案どおり見直しを実施することとします。

2. 特定の資産を主たる資産として保有している銘柄の取扱い

暗号資産を主たる資産として保有している銘柄は、我が国においても近年新たに見られるようになり、また、海外主要指数において新規追加の見送りや指数上の取扱いに関する検討がなされているなど、指数上の取扱いにおいては、その考え方や対応に対する評価が未だ定まっていないと考えられます。このような銘柄を指数へ新規追加することは連動運用等への影響があり、その取扱いには慎重を期す必要があることから、こうした状況を勘案し、当分の間、主たる資産を暗号資産とする銘柄について構成銘柄への新規追加を見送ることを提案しました。

今般のコンサルテーションを通じて、現状、暗号資産を主たる資産として保有している銘柄の指数への新規追加については様々な観点からのご意見があるこ

とを改めて確認しました。指数がその機能性を維持し、引き続き多くの利用者に活用されるためには、指数への新規追加も含めて広く支持されることが求められるところ、そうした状況とは言い難い新規追加については連動運用への実務的な影響からも慎重を期す必要があるため、原案のとおり、投資機能性や指数の安定性の観点から、指数コンサルテーションを経て決定された場合は新規追加を見送ることを定め、その上で、当分の間、主たる資産を暗号資産として保有している銘柄の新規追加を見送ることとします。

本件に関して寄せられた主なご意見の概要及びそれに対する当社の考え方は以下のとおりです。

ご意見の概要	当社の考え方
(1) 指数コンセプトの観点からのご意見について	
・ 暗号資産関連の DAT (デジタルアセットトレジャリー) 企業の取扱いについて、結論に至るまでの当面の間の新規組入れを見送ることは、無用な売買の可能性を抑制する観点から望ましいものと考ええる。	・ TOPIX の指数コンセプト「日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマーク」と今般の提案との関係性についてご意見が寄せられました。
・ 特定の資産を主たる資産として保有している銘柄は、特定の資産について本源的価値の評価が困難であり、銘柄の資産価値が相場の変動に左右され価格変動（ボラティリティ）が極めて大きくなる銘柄と考えられる。また今の時点では規制環境も未整備・不確実であることから、指数の投資機能性や安定性維持のために当面の間これらの銘柄の新規追加を見送ることは妥当な措置と考えており、賛同する。	・ 投資機能性や指数安定性の観点では、暗号資産を主たる資産として保有する銘柄については、当該資産自体の規制環境が現時点では未整備であるなど、当該銘柄を取り巻く環境が不確実であることから、これらの銘柄の新規追加見送りが適当であるという趣旨のご意見が寄せられました。
・ 提案に賛成であり、一定の規律を保持した投資機能性や指数安定性の確保の観点から、特定の資産を主たる資産として保有している銘柄の取扱いに関する事項を定めることは、昨今の情勢を鑑みて有用であると考ええる。	・ 広範網羅性や市場代表性の観点では、新たなカテゴリーの発行体についても流動性や時価総額によって客観的に判断することで、これが確保され、指数としての中立性の維持につながることから、新規追加を見送る必要はないという趣旨のご意見も寄せられました。
・ 特定の資産を主たる資産として保有する銘柄については、現状はその資産の取扱い自体がまだ定まっていない状況であると考えている。 ・ その場合は、仮に指数に採用された後に除外されると、無用な売買コストが発生し他の銘柄を含めて市場への影響が大きいことが想定される。 ・ 現状では指数への新規採用を見送ることは合理的であると考ええる。	

ご意見の概要	当社の考え方
・ ビットコインなどの暗号資産を保有する財務戦略を事業の中核と位置付ける企業（以下、DATCO）については、指数採用もしくは上場の是非を巡り、グローバルに議論がなされている。我が国に視点を転じると、先般の税制改正大綱、直近閣議決定された金商法改正、見通しではあるが仮想通貨ETF解禁といった、暗号資産関連法制度の制定もしくは改正が進められている。こうした状況を勘案すると、指数や上場に関する DATCO 銘柄の議論の推移は、不確実性が高いものと認識している。したがって、不要な売買を回避し売買回転率抑制を図るために、指数組入後に DATCO 銘柄として除外対象に指定されうる銘柄を「主たる資産を暗号資産とする銘柄」と予め定め、新規追加を見送るという時限措置は、一定の合理性を有するものと判断している。	・ また、暗号資産を主たる資産として保有する銘柄について、暗号資産の価格変動に依存した投資ファンドのような存在であり、通常の事業会社と同列に指数に組み入れることは不適切とのご意見がある一方、実業を通じて新たな価値を創造する事業会社であるとするご意見が寄せられました。
・ 上場後に事業内容を大幅に変更したことで上場適格性に懸念が生じるような企業の取扱いについて、現状は十分な議論の蓄積がなされていないこと、そして足元は上場後の暗号資産トレジャリー企業への業態転換が散見されることを踏まえると、上記判断は指数投資家保護の観点や回転率抑制の観点から合理的かつ適切な対応と考える。 ・ 特定の資産の保有を理由に新規追加を見送ることについては、公平性の観点から慎重な検討が必要であると考え。今般の問題の核心は、保有する資産の性質そのものではなく、上場後の大幅な業態転換によって上場適格性に懸念が生じるような銘柄が機械的に指数に組み入れられうる現状にあると捉えている。そのため、新規追加の可否については、特定資産の保有という基準ではなく、業態転換後も上場適格性が維持されているかという観点から判断する枠組みの構築を要望する。	・ 暗号資産を主たる資産として保有している銘柄を対象とするに至った経緯の説明、判断材料が不足しているとのことご意見も寄せられました。上述のとおり、我が国においても近年新たに見られるようになり、指数上の取扱いにおいては、その考え方や対応に対する評価が未だ定まっていないと考えられるものであることから提案したのですが、実際に、今般のコンサルテーションを通じて、暗号資産を主たる資産として保有している銘柄の指数への新規追加については、現状、様々な観点からのご意見があることを改めて確認しました。
・ 近年、DAT 企業として上場・資金調達を行う企業の多くは、本業の業績が低迷しているにもかかわらず、暗号資産（主にビットコイン）保有を主戦略に転換している。これにより、企業本来の事業価値ではなく、暗号資産の価格変動に依存した「投資ファンドのような存在」へと変質している。このような企業を通常の事業会社と同列に指数に算入することは、指数の信頼性を損ない、市場全体の健全性を害するものである。 ・ DAT 企業の資金調達は、暗号資産価格の上昇を前提とした極めて投機的な手法に依存している。株	・ 広範網羅性と投資機能性はいずれも重要な観点であり、指数がその機能性を維持し、引き続き多くの利用者に活用されるためには、指数への新規追加も含めて広く支持されることが求められるところ、そうした状況とは言い難い新規追加については連動運用への実務的な影響からも慎重を期す必要があ

ご意見の概要	当社の考え方
主に対するリターンは「企業業績」ではなく「暗号資産の値上がり益」によって実現されるため、実質的にねずみ講（ピラミッド型）に類似した構造となっている。この手法は、持続可能性に欠け、市場の歪みを助長するものである。 ・ DAT 企業は「資金調達に成功した」という事実のみを強調し、個人投資家に安心感を与えている。しかし、暗号資産の価格変動リスクは極めて大きく、本来は十分なリスク開示と投資家保護が求められる。この点で、DAT 企業は株式市場における「不適切な存在」であり、投資家を誤導する可能性が高いと言わざるを得ない。	るため、原案のとおり、指数コンサルティングを経て決定された場合は、新規追加を見送ることを定め、その上で、当分の間、主たる資産を暗号資産として保有している銘柄の新規追加を見送ることとします。 ・ なお、今般の対応は、暗号資産や暗号資産関連事業、見送りの対象となる銘柄自体に関して何らの見解を示すものではなく、指数上の取扱いについて定めるものです。
・ 指数コンサルティングを経て決定された場合は新規追加を見送るという対応について、通常の上場企業として意図していない銘柄を採用しないという指数ルールを予め定めておくことには合理性があると考え、賛成である。ただし、主たる資産の定義を開示し、ルールの透明性向上を図ることが望ましい。 ・ 主たる資産を暗号資産とする銘柄について構成銘柄への新規追加を見送りについては、暗号資産を対象とするに至った経緯の説明、判断材料が不足していると考え、提案に反対する。近年新たにみられるようになったものに対して取扱いに慎重を期すことを理由とするのであれば、その内容をより詳細に開示することが望ましいと考える。	
・ ベンチマークは、その構成銘柄すべてに対して一貫した基準を適用し、かつ投資可能ユニバースを可能な限り包括的に反映することによって、最も効果的に機能する。 ・ 新たなカテゴリーの発行体が出現した場合には、カテゴリー固有のルールを設けるよりも、既存の原則を一貫して適用することが、インデックスにとってより望ましいあり方であると考え。 ・ すべての企業に対して、貸借対照表の個別の構成にとらわれることなく同一の組入れ基準を適用することこそが、ベンチマークが長期にわたり信頼され、代表性を維持し続けるための基盤である。 ・ 当社の経営指標(KPI)は「1株当たりビットコイン保有量(Bitcoin per share)」である。当社が実施するすべての資本市場取引は、当該指標の向上を目的として設計・実行されている。また、当社の	

ご意見の概要	当社の考え方
企業戦略は、この規律ある財務戦略と、現在稼働中または立ち上げ段階にある複数の事業から成る事業ポートフォリオの構築とを組み合わせたものである。現在推進中の事業には、ビットコイン・インカム事業、A プロジェクト（※）の取組みを通じた日本におけるビットコイン関連インフラの構築、ビットコイン・エコシステムへの投資、ならびにホテル事業およびメディア関連事業が含まれている。 ・ 当社は、単なる暗号資産の保有や受動的な運用を目的とする主体ではなく、実業を通じて新たな価値を創造する事業会社である。株主の皆様もまた、デジタル資産に対する単純な価格連動を求めているにとどまらず、明確な企業戦略に基づく当社の事業展開と、経営陣が主導する中長期的な成長ビジョンに共感し、投資を行っていただいている。 ・ したがって、当社についても、他の TOPIX 構成銘柄と同様に、事業モデル、財務パフォーマンス、および事業上の特性に基づき評価されるべきであると考えている。 ※ 個別プロジェクト名称を A プロジェクトに置き換えています。	
・ 近年、ビットコイン等の暗号資産は単なる投資対象としてではなく、決済、資産保管、流動性供給等の金融サービスの基盤として活用される事例が増加している。 ・ これらの企業における暗号資産の保有は、価格上昇益を目的とした投資ではなく、事業運営に不可欠な基盤資産としての性質を有している。 ・ 例えば、通信事業者における回線インフラ、銀行における自己資本、証券会社における自己ポジション等と同様に、各産業においては基盤資産を活用することで収益機会が成立している。同様に、暗号資産関連企業においても、ビットコインは決済、資産保管、流動性供給等の機能を支える基盤資産として位置付けられている。 ・ このような実態を踏まえた場合、暗号資産の保有比率のみを基準として企業を一律に指数算出対象から除外することは、企業の収益構造や事業モデルを十分に反映しない分類となる可能性があり、指数の中立性の観点から慎重な検討が必要であると考えている。	

ご意見の概要	当社の考え方
・ 当社のように、コンサルティング及び開発支援による継続的な事業収益を有しながら暗号資産を保有する事業者も存在している。そのような事業会社まで、資産区分のみを理由として一律に新規追加の対象外とすることは、企業実態及び収益構造の違いを十分に反映しない取扱いである。保有資産だけでなく、事業収益の有無、継続性及び事業実態も踏まえた基準設定が必要と考える。	
・ TOPIX は本来、日本経済を表すベンチマークであり、JPX 自身も指数運営の原則として公正性・透明性・中立性を掲げている。にもかかわらず、一定の流動性や投資可能性を満たす企業を、保有資産が暗号資産であるという理由だけで除外するのは、中立的な指数運営と整合しない。	
・ 本案では「投資機能性」及び「指数の安定性」が理由として掲げられているが、その内容は抽象的である。問題としているのが、価格変動率なのか、売買流動性なのか、浮動株時価総額なのか、トラッキングエラーへの影響なのか、指数連動商品の運用可能性なのかについて、公開資料からは読み取れない。 ・ 特定の企業群について新規追加を一律に見送るのであれば、少なくとも、どの指標を用い、どの閾値を問題とし、どの比較対象との関係で、指数の安定性が損なわれると判断したのかが示されるべきである。重大な制度上の取扱いを導入する以上、その評価軸が明らかであることが必要であると考え。	
・ TOPIX の構成銘柄選定において、「暗号資産を主要資産として保有していること」のみを理由とした一律の除外は、指数の市場代表性および中立性を損なうものである。銘柄の採用判断は、あくまで「流動性」「時価総額」「情報開示」「ガバナンス」といった客観的指標に基づき、他の上場銘柄と等しく公平に行われるべきである。 ・ TOPIX は、日本市場全体の動向を反映するベンチマークであり、その最大の価値は「恣意性を排した中立性」にある。特定の資産を保有しているという理由で、市場の評価（時価総額）や取引実績（流動性）を無視して特定銘柄を排除することは、指数の連続性を損なうだけでなく、日本市場の鏡としての機能を歪める結果を招く。	

ご意見の概要	当社の考え方
・ 投資機能性及び指数の安定性への懸念に対応するのであれば、資産の種類による一律排除ではなく、株式としての運用可能性に即した客観基準で対応すべき。TOPIX には既に、年間売買代金回転率、浮動株時価総額の累積比率、各種調整係数、段階的な移行措置など、市場影響を管理する仕組みが整備されている。追加的な対応が必要であるとしても、それは事前に定めた数値基準及び移行ルールとして算出要領上に明文化すべきであり、暗号資産を理由とする包括的な新規追加見送りで処理すべきではない。	
・ 以下の代替案を提案する。 ・ 一律除外ではなく、開示基準の強化（仮想通貨保有の内訳、リスク管理体制等） ・ 一定の流動性・時価総額基準を満たす企業は例外的に組入れを認める柔軟な運用 ・ 定期的なレビューに基づく段階的な評価制度の導入 ・ 本件は日本市場の将来像に関わる重要な論点であり、拙速な排除ではなく、より精緻で市場原理に即した制度設計が求められると考える。	
・ 懸念されている価格変動リスクや投資家保護の問題は、排除ではなく管理によって対応可能である。具体的には、暗号資産保有比率の開示強化、指数内におけるウェイト上限の設定、あるいはサブ指数による分離管理など、実務的な代替手段が存在する。これらを検討せずに全面的な組入れ見送りとすることは、過剰な対応と考える。	
・ 指数の既構成銘柄には適用されないことは、現状の指数への影響は限定的となる点で妥当と考える。 ・ 本措置が既存の構成銘柄には適用されない点についても、制度的整合性および公平性の観点から重大な疑義がある。同一の属性を有する銘柄に対し、新規追加時のみ異なる基準を採用することは、指数の中立性および予見可能性を損なうものであり、その合理的理由および経過措置としての位置づけ、並びに適用期間が明示されない限り、制度としての整合性を欠くと言わざるを得ない。	・ 連動運用への影響の観点から、既存の構成銘柄は対象とはしておりません。
・ TOPIX 以外の定期入替を行う他の指数を対象とすることについても同様の懸念があるため妥当と	・ 原案どおり TOPIX 以外の定期入替を行う指数も対

ご意見の概要	当社の考え方
いえる。	象とします。対象指数は別紙のとおりです。
(2) 主たる資産に関するご意見について	
・今回「主たる」の定義は厳密に示されていないが、厳密にする必要はないまでも業態による区別ができるとなおよいと考えている。	・主たる資産について、その基準及び暗号資産以外の資産との関係についてご意見が寄せられました。
・主たる資産として保有する暗号資産の適用範囲や、個別銘柄の判定の基準は、適用回避を目的とした行動の防止等の観点から、実情を踏まえた柔軟な取扱い・見直しが行われることが理想的であるとする。	・今般の対応は、暗号資産や暗号資産関連事業自体に関して何らの見解を示すものではなく、指数上の取扱いについて定めるものです。
・主たる資産という基準を明文化しない点についても、実態を伴わない形式的なルール遵守を防ぐという観点でも好ましい変更内容だと考える。	・暗号資産を主たる資産として保有する銘柄については、有価証券報告書や開示情報を基に算出する銘柄が保有する暗号資産の資産合計に対する比率と50%を目安とする水準との比較により判定を行います。本水準は、特定の資産が資産合計の概ね半分あれば銘柄に与える影響も相応と考えられることから、海外主要指数における取扱いも参考とし、設定したものです。
・今後「特定の資産」に暗号資産以外が加わる可能性があることを考慮すると、「特定の資産」リストのような形式で提示されるのが望ましい。	・対象資産については、暗号資産を主たる資産として保有する銘柄が近年新たに見られるようになったことを踏まえ、その取扱いについて本指数コンサルテーションを通じてご意見を伺いました。
・現行の TOPIX には、特定のコモディティ、製品ライン、または最終市場への高い連動性を有する構成銘柄が多数含まれている。 ・例えば、資源エネルギーセクターや半導体関連産業など、景気循環や特定市場の動向に応じてダイナミックな株価形成が行われる企業群も、また、強固な財務基盤として現預金を厚く保有する企業群も、等しくインデックスを構成している。 ・TOPIX は、こうした多様な資産構成や事業モデルの集中を排除するのではなく、それらを包括的に内包することで、日本経済の真の実態を代表するベンチマークとしての役割を長きにわたり担ってきた。仮に貸借対照表の集中度について追加的な検討が行われる場合には、特定の資産クラスに着目した基準ではなく、すべての構成銘柄に対して原則的かつ一貫した基準に基づく検討が望ましいと考えている。インデックスの中立性は、資産クラスを問わず一貫した取扱いを求めるものと考えている。	・暗号資産以外の資産を主たる資産として保有する銘柄が近年新たに見られるようになったとは言い難いと考えられることから、現時点で対象とはしており

ご意見の概要	当社の考え方
・ 価格変動リスクにさらされるのは、暗号資産に限られない。外貨は金融政策、金利差、地政学的要因によって大きく変動する。また、海外を主たる市場として展開し、外貨建てで収益を計上・保有する企業については、実質的に為替変動リスクが企業価値や業績に大きな影響を及ぼす。原油等のコモディティも需給や国際情勢の変化に左右され、不動産についても金利環境や信用収縮等により大幅な価格調整が生じ得る。 ・ このように、価格変動リスクは暗号資産に固有のものではない。にもかかわらず、なぜ暗号資産のみがあらかじめ見送り対象として特記されるのかについては、「主たる資産」の定義を含め、他資産との比較基準及び切り分けの根拠が、より明確に示される必要があると考える。 ・ 企業が金や不動産を戦略的に保有することは許容されながら、ビットコインだけを特別扱いする合理的な説明は十分ではない。価格変動や本業外資産への依存が問題なら、暗号資産に限らず一貫した基準で判断すべきであり、特定資産だけを排除するのは恣意的である。 ・ 企業の保有する資産のうち 50%以上が暗号資産である会社は指数に入れないという件に関して、なぜ 50%なのか説明をお願いしたい。	ません。
(3) 国際的な潮流や日本国内の政策との整合に関するご意見について	
・ 海外の主要ベンダーの直近の動向とも整合的で、変更提案に賛同する。 ・ 主要なグローバル・ベンチマーク提供者の間では、暗号資産を相当程度保有する上場企業の取扱いについて、近年、正式なパブリックコンサルテーションを通じて、または既存の資格要件の適用を通じて検討が進められている。 ・ 2026 年 1 月、海外主要指数ベンダー独自のパブリックコメントを経て、デジタル・アセット・トレジャリー(DAT)企業をグローバル・インデックスから一律に除外する方針を採用しないとの結論に至り、当該カテゴリーについて引き続き検討を行う旨を示した。 ・ 他のベンチマーク提供者においても、既存の枠組みの適用を通じた対応がなされており、その具体的な結果は様々であるものの、総じて一律的な除外ではなく、透明性の高い基準に基づく判断が選	・ 国際的な潮流や日本国内の政策との整合性の観点でご意見が寄せられました。 ・ 今般の対応は、暗号資産や暗号資産関連事業自体に関して何らの見解を示すものではなく、指数上の取扱いについて定めるものです。 ・ 暗号資産を主たる資産として保有する銘柄に関しては、我が国においても近年新たに見られるようになったものであり、本指数コンサルテーションを通じても確認されたとおり、指数上の取扱いに関する

ご意見の概要	当社の考え方
好される傾向がみられる。 ・ 海外主要指数においても、デジタルアセットを保有する企業を一律に排除する方向ではなく、財務諸表等に基づく客観的指標を用いた、資産横断的で再評価可能なルール整備の方向で検討が進んでいる。海外先例からも、特定資産の類型による包括的排除ではなく、株式としての投資可能性に即した明確な基準の整備が求められると考える。 ・ 米国をはじめとする海外市場では、暗号資産を戦略的に保有・活用する企業が市場の活性化に寄与し、高く評価されている。日本だけが独自の基準でこれらを排除すれば、革新的な財務戦略を持つ企業の国内上場意欲を削ぎ、日本市場の魅力や国際的な競争力を低下させる懸念があると考えます。 ・ 暗号資産はグローバルにおいて新たな資本アセットクラスとして位置付けが進んでおり、これを一律に排除する枠組みは主要市場において一般的ではない。日本市場のみが独自の排除基準を導入する場合、インデックス連動資金の配分において不利に働き、市場の相対的地位を低下させるリスクがある。	考え方や対応に対する評価が定まっていないと考えられることから、指数の投資機能性や安定性の維持のため対応を取るものです。 ・ なお、ご意見においてご紹介のあった海外主要指数に関するパブリックコメントにおいては、暗号資産が資産合計の 50%以上を占める銘柄の指数からの一律の除外は取り止めたものの、新規追加の見送りは現時点で継続しているものと認識しています。
(4) その他のご意見について	
・ 投資家利益の最大化や投資選択肢の拡大という観点からも、成長分野へのエクスポージャーを指数レベルで制限することは、長期的な資本配分の観点から影響が大きいと考えられる。 ・ TOPIX は多額のパッシブ資金の運用ベンチマークとして広く利用されており、構成銘柄の新規組入れ制限は、当該企業の既存株主にとって間接的な不利益をもたらす可能性がある。 ・ 現行税制下で個人が暗号資産を直接保有することは困難であり、上場株式を通じて間接投資を行う株主にとって、指数除外は不当な投資機会の剥奪。 ・ 指数連動型資金の強制的な流出を招く措置は、正当な企業価値を毀損させ、長期的視点で投資を行う株主の利益を損なう。 ・ 投資機会の不当な制限、成長分野である暗号資産関連企業へのエクスポージャーが指数を通じて得られなくなる資本配分の歪み、本来市場で評価されるべき企業が指数から排除されることで、資金	・ 個別銘柄への投資の観点等からご意見が寄せられましたが、今般の対応は、見送りの対象となる銘柄自体に関して何らの見解を示すものではなく、指数上の取扱いについて定めるものです。 ・ また、今般の対応は既存の構成銘柄には適用されません。

ご意見の概要	当社の考え方
流入が阻害される。日本市場の競争力低下、新興分野を排除する市場として認識され、海外投資家の関心低下を招く可能性。 ・ A 社（※）の株主として、JPX が掲げる「投資家保護」の観点からいうと、私が A 社株を選択した理由はまさにその透明性にある。 ・ 暗号資産を現物で保有するよりも、東証上場企業という規制・開示の枠組みの中でビットコインにアクセスできる手段として、A 社株は個人投資家にとって保護された選択肢である。TOPIX 組入れを見送ることは、むしろ投資家の選択肢を狭めることになると思う。 ※ 個別会社名称を A 社に置き換えています。	
(5) 今後の対応に関するご意見について	
・ TOPIX のような市場インデックスにおいて、将来にわたり除外する取扱いとすることについては、指数の市場代表性や透明性、公正性の観点から慎重に検討することを望む。 ・ 本来、ビットコインなどの暗号資産を保有する財務戦略を事業の中核と位置付ける企業（以下、DATCO）銘柄については、指数のみならず上場そのものや取引所における分類等に関して議論されるべき問題と考えており、指数算出ルールにおいて特定の銘柄群を排除することや、既存銘柄と新規採用銘柄で異なる基準が適用される取扱いには、市場代表性、公平性等の観点から課題もある。こうしたことから、本件取扱いについては恒久的措置ではなく、一定の期限または制度整備の進展を踏まえた見直しを前提とするものであることを明確化し、わが国における暗号資産関連法規制等の整理状況や、国内外での DATCO 銘柄に関する議論、取扱いの進展が確認できた段階で、（既存採用銘柄も含む）DATCO 銘柄の指数における取扱いについて、再検討を行うことが適切であると思う。	・ 本取扱いに関する今後の対応についてのご意見が寄せられました。 ・ 本指数コンサルティングを通じて寄せられた観点や海外主要指数の対応などを注視しながら、本指数コンサルティング後も指数利用者はじめ市場関係者とコミュニケーションを取ってまいります。 ・ なお、見直しを行う際は、今般の対応と同様に改めて指数コンサルティングを実施のうえ対応を決定します。
・ 本対応を実施する場合、「当分の間」が経過した後の対応も合わせて示されるのが望ましい。	

3. 見直しの実施時期等について

定期入替における特定の資産を主たる資産として保有している銘柄の取扱いについては、本日以後から適用するよう、順次算出要領を改定し、特別注意銘柄の取扱いの見直しなど非定期の構成銘柄への追加及び除外に関するものは 2026 年 11 月から適用します。それぞれの対象指数については別紙をご覧ください。

以 上

別紙 対象指数一覧

指数名称	1.特別注意銘柄の取扱いの見直し		2.特定の資産を主たる資産として保有している銘柄の取扱い
	(1)特別注意銘柄指定時の構成銘柄からの除外日	(2)特別注意銘柄指定解除時の非定期の追加	
TOPIX（東証株価指数）※1	○	○	○
JPX プライム 150 指数	○	—	○
JPX スタートアップ急成長 100 指数	○	—	○
TOPIX 高配当 40 指数	○	—	※2
TOPIX 銀行業高配当指数	○	—	※2
TOPIX 高配当株グロス指数	○	—	※2
東証配当フォーカス 100 指数	○	—	※2
東証スタンダード市場 TOP20	○	—	○
東証グロス市場 250 指数	○	—	○
東証グロス市場 Core 指数	○	—	○
JPX 日経インデックス 400	○	—	○
JPX 日経中小型株指数	○	—	○
JPX 日経インデックス人的資本 100	○	—	※3
TOPIX Next-tier（2026 年 10 月 30 日算出開始予定）	○	—	○

※1 TOPIX ニューインデックスシリーズ、東証規模別株価指数、東証業種別株価指数、TOPIX-17 シリーズ、TOPIX Ex-Financials 及び TOPIX スタイルインデックスシリーズは、TOPIX の構成銘柄を区分した指数です。

※2 TOPIX あるいは※1 記載の指数を母集団として選定される指数です。

※3 JPX 日経インデックス 400 を母集団として選定される指数です。